

○厚生労働省令第九十三号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十四条の規定に基づき、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年五月三十一日

厚生労働大臣 武見 敬三

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

改正前

(介護福祉士試験の受験資格)

第二十一条 法第四十条第二項第六号の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 (略)

二 インドネシア人介護福祉士候補者(経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定附属書十第一編第六節2の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可されたインドネシア人をいう。)、フィリピン人介護福祉士候補者(経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定附属書八第一節第六節1(b)の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可されたフィリピン人をいう。)又はベトナム人介護福祉士候補者(平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡1(b)の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可されたベトナム人をいう。)であつて、三年以上介護等(法第二条第二項に規定する介護等をいう。)の業務に従事した者

三 (略)

(介護福祉士試験)

第二十二条 介護福祉士試験は、筆記の方法により行う。

(削る)

(削る)

(削る)

(介護福祉士試験の受験資格)

第二十一条 法第四十条第二項第六号の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 (略)

二 インドネシア人介護福祉士候補者(経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定附属書十第一編第六節2の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可されたインドネシア人をいう。)、フィリピン人介護福祉士候補者(経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定附属書八第一節第六節1(b)の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可されたフィリピン人をいう。)又はベトナム人介護福祉士候補者(平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡1(b)の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可されたベトナム人をいう。)であつて、三年以上介護等(法第二条第二項に規定する介護等をいう。次条第四項及び第二十三条第二項において同じ。)の業務に従事した者

三 (略)

(介護福祉士試験)

第二十二条 介護福祉士試験は、筆記及び実技の方法により行う。

2 実技試験は、筆記試験に合格した者に限り、受けることができる。

3 法第四十条第二項第一号から第五号まで又は前条第三号に規定する者については、実技試験を免除する。

4 法第四十条第二項第一号から第三号までに規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した

第二十三条 (略)

(削る)

(削る)

養成施設の設置者が介護等に関する専門的技術について行う講習であつて、第二十三条の二第一項各号に掲げる要件を満たすものとして、あらかじめ届け出られたもの（以下「介護技術講習」という。）を修了した者については、その申請により、介護技術講習を修了した日後引き続き行われる次の三回の実技試験を免除する。

第二十三条 (略)

2 実技試験は、介護等に関する専門的技術について行う。

(介護技術講習)

第二十三条の二 介護技術講習の実施に当たつては、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- 一 介護技術講習の時間数は、三十二時間以上とすること。
 - 二 介護技術講習を実施するのに必要な数の講師及び必要な施設を有すること。
 - 三 講師は、介護技術講習の課程を教授するのに必要な講習を受けた者であること。
 - 四 介護福祉士試験を受けようとする者であることを受講の資格とすること。
 - 五 介護技術講習を終了した者に対して、課程修了の認定を適切に行うこと。
- 2 第二十四条第四項の届出は、介護技術講習を実施する日の属する年度におけるすべての介護技術講習についてそれぞれ次に掲げる事項を記載した書類（次項において「介護技術講習実施届出書」という。）を、当該年度開始前に、厚生労働大臣（法第四十条第二項第一号から第三号までに規定する都道府県知事の指定した養成施設の設置者が講習を行う場合にあつては、当該都道府県知事。次項及び第四項において同じ。）に提出することにより行うものとする。
- 一 講習の実施者の名称及び住所

(権限の委任)
第二十八条 (略)
2 (略)
(削る)

二 講習課程
三 時間数
四 講師の氏名及び履歴
五 実施場所
六 期日及び日程
七 受講定員
八 その他介護技術講習の実施に関する事項

3 介護技術講習の実施者は、介護技術講習実施届出書の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、変更しようとする事項及び理由を記載した書面に、変更後の介護技術講習実施届出書を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

4 介護技術講習の実施者は、介護技術講習を実施したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 実施年月日
二 実施場所
三 受講者数
四 修了者数

5 介護技術講習の実施者は、介護技術講習の課程、実施場所、期日及び日程その他介護技術講習の実施に必要な事項を、あらかじめ公表しなければならない。

(権限の委任)
第二十八条 (略)
2 (略)

3 第二十三条の二第二項から第四項までに規定する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。

4 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が当該権限を自ら行うことを妨げない。

附 則

(介護福祉士の登録に関する経過措置)

第一条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、介護福祉士の登録に当たつて、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第五又は社会福祉士介護福祉士学校指定規則別表第四の二に定める介護過程Ⅲ（次項において「介護過程Ⅲ」という。）を修了していることを要する。

一 法附則第九条第一項各号に掲げる者

二 社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百五号）附則第五条に規定する者

三 第二十一条第二号に規定する者であつて、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第九十三号）の施行の日前に入国したもの

2

前項の者が介護福祉士の登録を受けようとするときは、第二十六条において準用する第十条の規定にかかわらず、様式第六による介護福祉士登録申請書に次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定めるものを添えて、これを厚生労働大臣（法第四十三条第一項に規定する指定登録機関が介護福祉士の登録の実施に関する事務を行う場合にあつては、指定登録機関）に提出しなければならない。

一 中长期在留者及び特別永住者 住民票の写し（国籍等を記載したものに限る。）及び介護過程Ⅲを修了した旨の証明書

二 出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者 旅券その他の身分を証する書類の写し及び介護過程Ⅲを修了した旨の証明書

三 前二号に掲げる者以外の者 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法第七条第五号に掲げる事項を記載したものに限る。）及び介護過程Ⅲを修了した旨の証明書

附 則

(介護福祉士試験に関する経過措置)

第一条の三 第二十二條第四項の規定の適用については、当分の間、同項中「を修了した者」とあるのは「を修了した者、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号）別表第四若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則別表第四に定める介護過程（以下この項において「介護過程」という。）を修めた者又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第五若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則別表第四の二に定める介護過程Ⅲ（以下この項において「介護過程Ⅲ」という。）を修了した者」と、「を修了した日」とあるのは「を修了した日、介護過程を修めた日又は介護過程Ⅲを修了した日」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前に次の各号のいずれかの講習を修了した者（当該講習を修了した日後引き続いて行われる次の三回以内の介護福祉士試験に合格した者に限る。）については、当該者が介護福祉士の登録に当たって社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第二十六条において準用する第十条に規定する様式第六による介護福祉士登録申請書に、同条に定める提出書類及び当該講習を修了した旨の証明書を添えて提出した場合においては、この省令による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第一条の三の規定は適用しない。

一 社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第一号から第三号までに規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設の設置者が介護等に関する専門的技術について行う講習であつて、この省令による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第二十三条の

二 第一項各号に掲げる要件を満たすものとして、あらかじめ届け出られたもの

二 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号）別表第四又は社会福祉士

介護福祉士学校指定規則（平成二十年
文部科学省
厚生労働省
令第二号）別表第四に定める介護過程